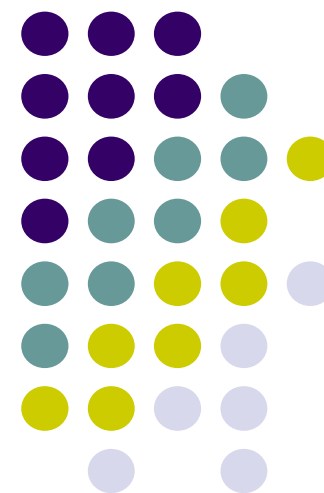
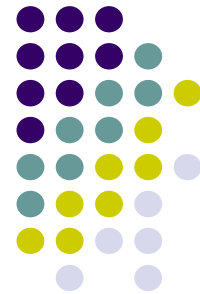


# 東京都における 多重債務相談の状況について

平成20年9月1日  
多重債務者対策本部有識者会議

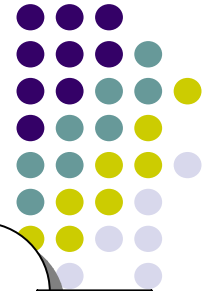


東京都消費生活総合センター  
相談課長 各務豊



- 1 東京都多重債務問題対策協議会について
- 2 相談部会の取組について
  - (1) 多重債務相談「東京モデル」の構築
  - (2) 無料特別相談「多重債務110番」の実施
- 3 東京都における多重債務相談の状況について

# 1 東京都多重債務問題対策協議会について



## 東京都多重債務問題対策協議会

### 【設置目的】

東京都が関係団体等と連携しつつ、多重債務問題対策を推進するための必要な協議を行う。

### 【構成】

- 会長・副会長
- ・生活文化スポーツ局長
- ・福祉保健局長
- 委員
- 都
  - ・生活文化スポーツ局消費生活部長
  - ・生活文化スポーツ局消費生活総合センター所長
  - ・福祉保健局生活福祉部長
  - ・福祉保健局参事(生活支援担当)
  - ・産業労働局金融部長
  - ・教育庁参事(教育政策担当)
  - ・警視庁生活安全部生活経済課長
  - ・警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長
- 民間団体
  - ・東京弁護士会
  - ・第一東京弁護士会
  - ・第二東京弁護士会
  - ・東京司法書士会
  - ・日本司法支援センター東京地方事務所
  - ・全国クレジットサラ金被害者連絡協議会
  - ・クレ・サラ首都圏連絡会
  - ・東京労働者福祉協議会
  - ・(社福)東京都社会福祉協議会
  - ・東京都民生児童委員連合会
  - ・東京都金融広報委員会
  - ・日本貸金業協会
  - ・(財)日本クレジットカウンセリング協会
- 国
  - ・財務省関東財務局東京財務事務所
- 区市町村
  - ・区代表者
  - ・市代表者
  - ・町村代表者

情報連絡部会

幹事会

相談部会

幹事会

生活再建部会

幹事会

金融経済教育部会

幹事会

貸金業部会

幹事会

### 【設置目的】

都の関係部局が緊密に連携して多重債務問題対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 【構成】

- 議長・副議長
- ・生活文化スポーツ局消費生活部長
- ・福祉保健局生活福祉部長
- 委員
  - ・総務局行政部長
  - ・主税局徴収部長
  - ・生活文化スポーツ局広報広聴部長
  - ・生活文化スポーツ局私学部長
  - ・生活文化スポーツ局消費生活総合センター所長
  - ・都市整備局参事(経営改革担当)
  - ・福祉保健局保健政策部長
  - ・福祉保健局参事(生活支援担当)
  - ・福祉保健局高齢社会対策部長
  - ・福祉保健局少子社会対策部長
  - ・福祉保健局障害者施策推進部長
  - ・病院経営本部サービス推進部長
  - ・産業労働局金融部長
  - ・教育庁参事(教育政策担当)
  - ・水道局サービス推進部長
  - ・下水道局経理部長
  - ・警視庁生活安全部生活経済課長
  - ・警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長
- 幹事
  - 関係各局の課長

## 多重債務問題対策庁内連絡会議



## 2 相談部会の取組について

### 1 多重債務相談「東京モデル」等の確立と推進

消費生活相談窓口から法律専門相談窓口へ多重債務相談を確実につなぐしくみを確立し、どこの窓口へ行っても適切な対応が行われる状態をめざす。

【東京都】 「東京モデル」の検討・調整・実施 区市町村支援（「東京モデル」マニュアルの作成、情報提供、研修の実施、対応困難な町村等の補完）

【区市町村】 地域の実情に合わせた「東京モデル・地域版」の検討・実施

【法律専門相談窓口】 「東京モデル」等による多重債務相談受入れの検討・調整・実施

平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>【東京モデルの確立】 消費生活センターの相談員が法律専門相談窓口へ直接予約をとる。相談者が実際に相談したか確認し、フォローする。</p> <p>東京都と弁護士会・司法書士会による試行（1月） 行政関係職員用「東京モデル」のマニュアル（多重債務者問題解決の道しるべ）作成（3月）</p>	<p>【東京モデルの拡大・展開】 区市町村の相談窓口でも参考にしてもらう。地域の実情に合わせて適切につなぐ。多くの専門窓口につなぐチャンネルを拡げる。</p> <p>東京都における本格実施（4月） 区市町村への「東京モデル」の情報提供（課長会・センター所長会） 地域の状況に合わせて適切な「つなぎ方」を検討・実施 9月「多重債務110番」を機に区市で「東京モデル」活用開始 各種専門窓口への「つなぎ方」の整備（法テラス、(財)日本クレジットカウンセリング協会、特定調停等） 消費生活相談窓口用のマニュアル作成（8月）</p>	<p>【東京モデル・地域版の定着】 遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの区市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す（「多重債務問題改善プログラム」）。</p> <p>多くの区市町村で「東京モデル」等により、消費生活相談窓口から法律専門相談窓口へ確実につなぐしくみが確立し、多重債務問題が解決に向かう道筋が定着 対応困難な町村等については、都が補完的に対応</p>

### 2 特別相談等の展開

法律専門家と直接相談できる機会を様々な形で都民に提供する「特別相談」を、法律専門家の協力を得て共同実施する。

特別相談やキャンペーン等を通じて「多重債務問題は必ず解決する」ことのPRを進める。

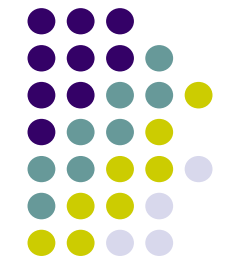
相談員が専門家とともに相談対応することによるスキルアップや、専門家への「つなぎ方」の検証に活かす。

【東京都】 特別相談の実施 区市町村支援（専門家とのコーディネート協力、広報） 関係団体との連携（広報、場の提供） 特別相談に合わせたキャンペーンの展開

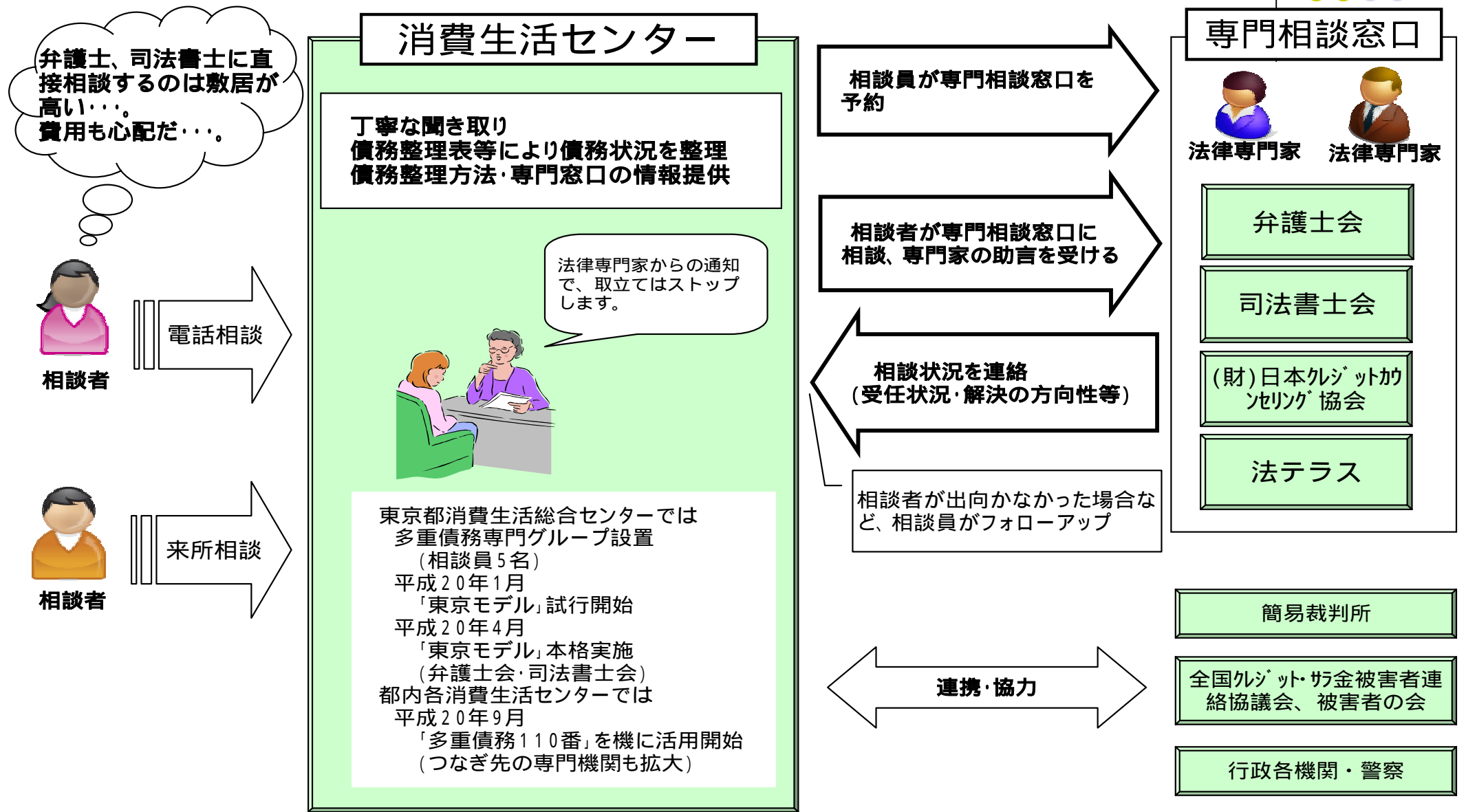
【区市町村】 地域の状況に合わせた特別相談の実施 広報・キャンペーン等

【関係団体】 様々な特別相談の実施 広報・キャンペーン等

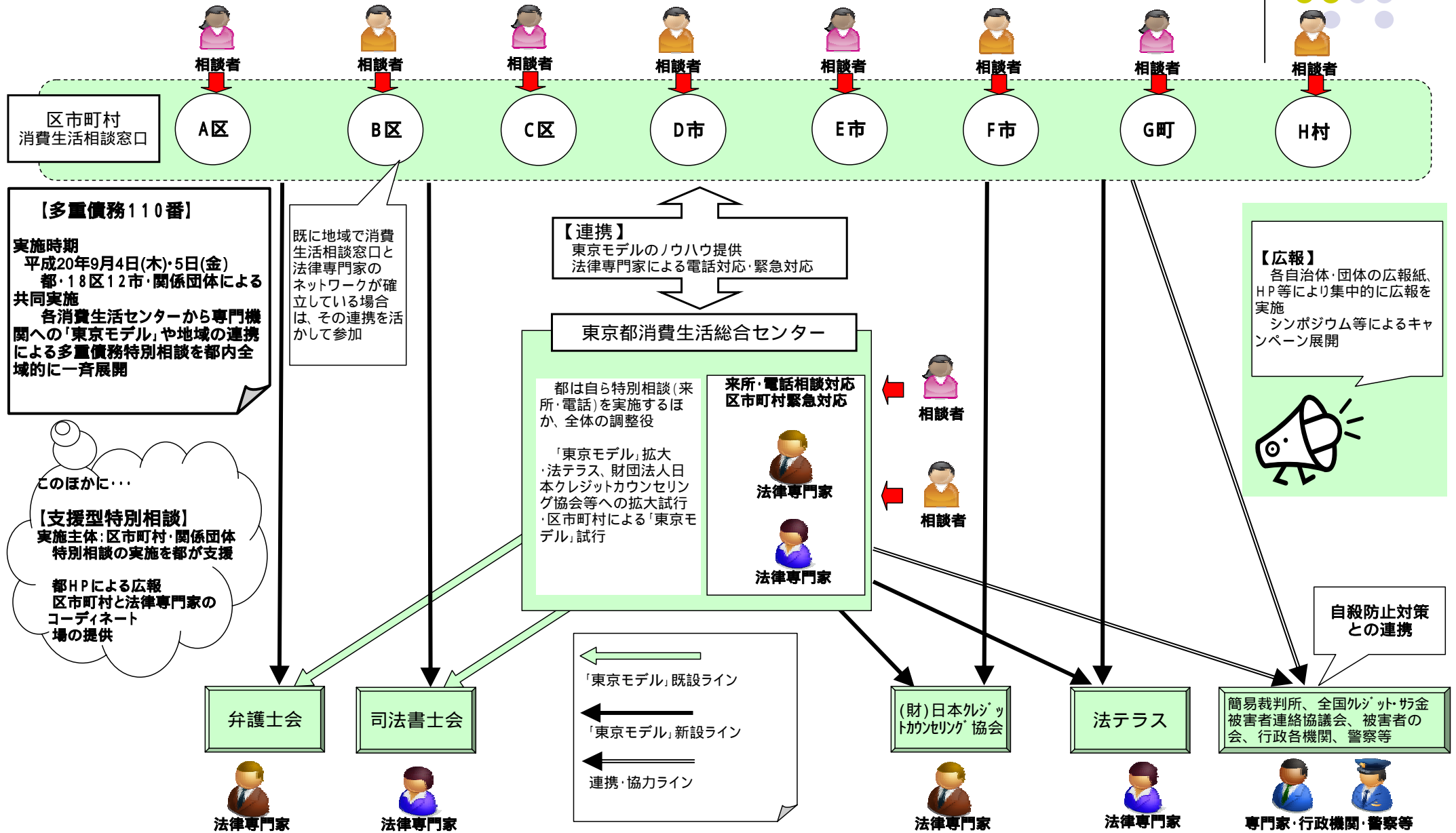
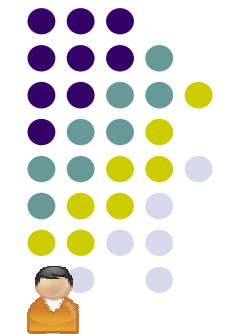
平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>「多重債務110番」の実施（12月）</p> <p>関係団体による無料相談会の実施</p>	<p>東京都・区市町村・関係団体が連携した特別相談の展開 例1) 東京都・区市町村・関係団体が一斉に特別相談を実施「多重債務110番」（9月4・5日） 例2) 各団体が実施する特別相談を東京都HP等により広報 例3) 地域の特別相談を東京都が支援（専門家とのコーディネート等） 例4) 関係団体が実施する特別相談への場の提供</p> <p>シンポジウム等によりキャンペーンを展開</p>	<p>【「多重債務問題は必ず解決する」ことが浸透】 広く都民に、「多重債務問題は専門家に相談することで必ず解決する」ことが浸透している状態を実現することを目指す。</p> <p>同 左</p>

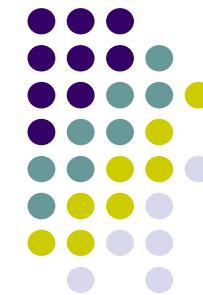


# 2(1) 多重債務相談「東京モデル」の構築

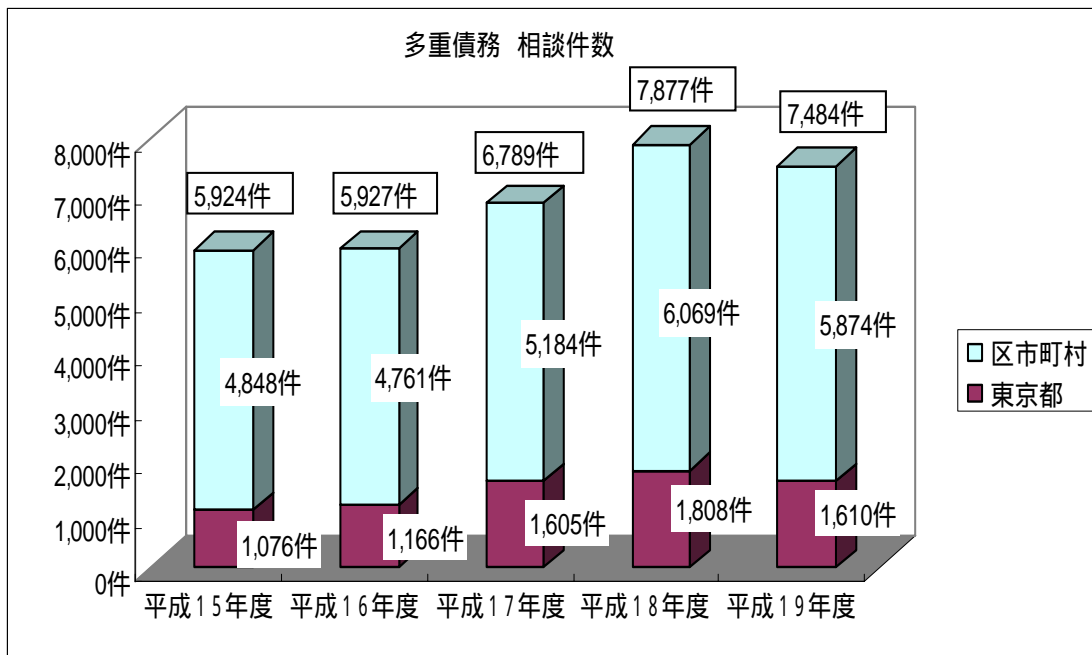


# 2(2) 無料特別相談「多重債務110番」の実施





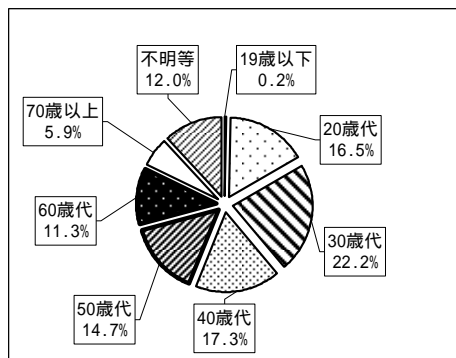
### 3 東京都における多重債務相談の状況について



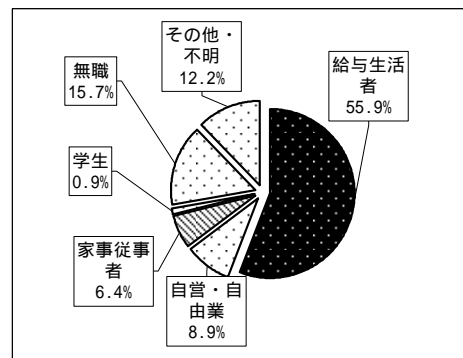
最近の多重債務相談(東京都受付分)及び「東京モデル」活用件数

月	多重債務相談件数	「東京モデル」活用件数
1月	125	5
2月	135	22
3月	128	20
4月	110	15
5月	132	26
6月	152	31
7月	112	28
8月	60	15
計	954	162

多重債務の相談  
契約当事者年代別割合 (平成19年度)

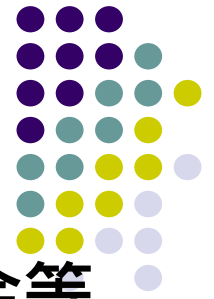


多重債務の相談  
契約当事者職業別割合 (平成19年度)



4月以降の件数は速報値。8月は20日現在。

# 多重債務相談「東京モデル」の事例



- 2世帯住宅に息子家族と同居。建築費用は自分の退職金等に加え、息子名義のローン(毎月11万円)を夫婦の年金から払ってきた。突発的な出費から消費者金融に6社400万円超の負債。今後も住宅ローンを払っていききたい。

「東京モデル」により弁護士会法律相談センターへ  
任意整理で受任との連絡

- 10年以上前に家族の入院から50万円を借りたのがきっかけで、現在7社から300万円を超える借入れ、月々8万円の返済。夫は自営。自分は月に10万円以上の収入がある。夫に内緒で債務整理したい。

「東京モデル」により弁護士会法律相談センターへ  
任意整理で受任との連絡